

事故を隠ぺいしているとの批判を回避する重要な要素となろう。

次に、現在の医療界に著しい混乱と不安をもたらした運用実態にかんがみると医師法 21 条をどのように改善すべきかが喫緊の課題である。何もしないままです 10 年前の運用に戻すのは難しい。したがって、当委員会は、医師法 21 条の改正を提言する。医師法 21 条は、自然死以外の死亡について、死亡確認した医師の警察への届出を定めた規定であり、そのことの履行が担保できれば十分である。この点については、自然死以外の死亡であることを確認しながら、自然死であることを内容とする死亡診断書を作成・発行すれば、虚偽診断書等作成罪にあたり、3 年以下の禁錮まで含めた厳しい刑罰が用意されている。したがって、この点を医師に周知徹底することが先決である。そのうえで、医療関連死の場合には、まず原因究明および医療安全のための再発防止を図ることを主要な課題として、所轄警察署ではなく、医療安全を管轄する厚生労働省主管の保健所に届け出ることができるようにする。保健所が登場することは重要な意味をもつ。本来、医療行政の機関として保健所は重要な役割を担っており地域に根ざしたものでもあるからである。・・・

●提言 I 医師法 21 条の改正

医師法 21 条「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。」の本文に、次の但し書きをつける。

「ただし、医療に関連する死亡の場合には、保健所への届出をもってこれに代えることができる。」